

豊橋市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、第6条から第12条までの規定の適用を受けるものとして規則で定めるものをいう。
- (3) 市長等 市長及び水道事業及び下水道事業管理者をいう。
- (4) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (5) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (6) 事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者
 - イ 下請負者
 - ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (7) 労働者 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。)
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

(基本方針)

第3条 市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- (2) 公正で適正な競争を促進すること。
- (3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 適正な積算による予定価格を設定するとともに、着実に事業計画を実施し、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。
- (5) 事業者が関係法令を遵守できる環境を確立すること。
- (6) 労働者の適正な労働環境の確保を目指すとともに、新規就労の促進及び人材育成に注力し、地域経済の健全な発展の推進を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る施策を総合的に策定し、実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該公契約を履行するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する公契約に係る施策に従い公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、公契約に係る業務を下請させ、又は再委託する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう適正な条件の付加に努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第6条 市長等は、特定公契約において、事業者が労働者に対し、市長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。

- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、第13条第1項に規定する豊橋市公契約審議会の意見を聴くものとする。

(労働環境確認書)

第7条 市長等は、特定公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための帳票(以下「労働環境確認書」という。)を受注者に配布し、その活用及び提出を求めるものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により提出された労働環境確認書を閲覧に供するものとする。

(労働者への周知)

第8条 受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。

- (1) 労働者の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 次条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者の申出)

第9条 特定公契約に従事する労働者は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長等又は事業者はその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 事業者は、労働者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第11条 市長等は、労働者から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境確認書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 市長等は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認める場合は、受注者を除く事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 5 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置等)

第12条 市長等は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、事業者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 前項の規定により是正の指導を受けた事業者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。
- 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表し、又は入札参加停止の措置を講ずることができる。
 - (1) 第7条第1項の規定による労働環境確認書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。
 - (2) 前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - (3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。
 - (4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(一部改正〔令和6年条例26号〕)

(公契約審議会)

第13条 第6条第2項に定めるもののほか、公契約の実施状況及びこの条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、豊橋市公契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、必要に応じて公契約に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員6人以内をもって組織する。
- 4 委員は、事業者及び労働者の代表者並びに学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者との協定)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)と市長等又は教育委員会が締結する公の施設の管理に関する協定で、規則で定めるものについては、特定公契約とみなして、この条例の規定を適用する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項、第13条及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条から第12条までの規定(第14条の規定によりみなして適用する場合を含む。)は、平成28年4月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用する。

(豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 豊橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年豊橋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
別表第1(第1条関係) 報酬	別表第1(第1条関係) 報酬																				
<table><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>退職手当審査会 委員</td><td rowspan="2">日額 12,500 円</td></tr><tr><td>公契約審議会委 員</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	区分	報酬額	(略)		(略)		退職手当審査会 委員	日額 12,500 円	公契約審議会委 員	(略)		<table><tr><th>区分</th><th>報酬額</th></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>退職手当審査会 委員</td><td rowspan="2">日額 12,500 円</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	区分	報酬額	(略)		(略)		退職手当審査会 委員	日額 12,500 円	(略)
区分	報酬額																				
(略)																					
(略)																					
退職手当審査会 委員	日額 12,500 円																				
公契約審議会委 員																					
(略)																					
区分	報酬額																				
(略)																					
(略)																					
退職手当審査会 委員	日額 12,500 円																				
(略)																					

附 則(令和6年6月28日条例第26号)
この条例は、公布の日から施行する。